カンナビスト

を受けます。また、

られるものの、一切罰せ られないというのもおか 役刑には値しないと認め には本質的に微罪すぎる 刑または執行猶予とする 景には様々な事情がある 用を導入しようとする背 に酷なケース。また、懲 ようです。例えば、懲役 実施されます。 しいケースなどがあげら ような罪に対して、 このような罰金刑の適 様々な事情を抱えたこ 結果としてあまり

です。たとえ実刑に値し

なくされているのが現状

付きの判決が出たとして ないと判断され執行猶予 めに懲役刑の選択を余儀も、その選択肢がないた

刑で十分な事犯であって です。本来であれば罰金 か手立てがないのが現状 ても懲役刑を言い渡すほ

妨害罪を含む同様の刑法 財産犯といわれる窃盗罪 り明らかとなりました。 をはじめとした報道によ 早ければ来年の通常国会 犯に対する適用の検討も 役刑しか適用できなかっ 等といった、これまで懲 示していることが、新聞 での承認を求める考えを 金刑の適用検討を開始し、 て一部刑法犯に対する罰 た罪種ですが、公務執行 軸となるのはいわゆる 日より、 法務省は平成17年10月 法制審議会に

> ます。 りバランスの取れた罰則 省に対して訴えかけて する罰金刑の復活を法務 ストでは、同じ理由から ての重要課題です。 ことは民主主義国家とし を適用できるようにする したち市民団体カンナビ 大麻取締法違反事件に対 わた

られています。 量の大小に関わらず大麻現在の大麻取締法では、 みの適用はできず、司法 の所持で5年以下、 は執行猶予付きではあっ で7年以下の懲役と定め 、罰金刑の

大麻取締法

よりバランスの取れた法 ます。これらを改善し、 くの弊害をもたらしてい はじめ、現在の法律は多 利も一定期間失うことを その結果として職を失い、 ことが珍しくありません。 法体系では懲役刑になる あったとしても、現在の 他犯罪行為とも無縁な健 との関わりもなく、その たという以外は組織犯罪 全で生産性のある国民で 部の国家資格の取得権

譲り受け、

は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役に処し、又

ています。 が当たり前のように起 であれば失職に到ること なら学籍を失い、 大麻を少量所持してい 会社員

願

大麻取締法への罰金刑の 体系に近づけるためにも

第24条の2

大麻を、みだりに、所持し、

3 前二項の未遂罪は、罰する

以下の懲役に処する。

の適用を強く要求し、働て大麻取締法への罰金刑 ナビストは法務省に対し わたしたち市民団体カン すことができます。 ば、 きでの処理が可能になれ 式裁判による簡易な手続罰金刑の導入により略 よって生じる悲劇もなく このような事情から、 右記のような逮捕に

な一歩です。

現状ではもっとも現実的 導入は急務であり、また

軽減させる必要があるの 所持や栽培の罰則をなぜ じられる中、少量の大麻 問題が度々メディアで報 ちが暮らす社会の重大な 薬物汚染というわたした 認識しております。昨今、 いることをわたしたちは ことに疑問を感じる人も 段軽い刑を追加導入するいう現行の法律よりも一 に対する罰則に罰金刑と 少量の大麻所持や栽

最大かつ本質的な理

う誤解が生じているとい 科学的根拠のない大麻の である(財)麻薬・覚せ ていません。 る犯罪もこれまでに起き の使用を直接の原因とす れています。また、大麻 実として科学的に認めら とがもはや疑いのない事 う現実があります。 を蔓延させてしまうとい い剤乱用防止センターが バコほど有害ではないこ 厚生労働省の外郭団体 大麻がアルコールやタ

物対策の軟化で行為は政府の薬 害性の高い薬物 あり、危険で有 これは誤ったマ いのが現状です。 がほとんどいな の事実を知る人 ていながら、こ 的にも認められ 定を軽減させる そのため、大麻 張する各種薬物 度に危険性を誇 スコミ報道や過 究によって科学 とが数多くの研 取締法の罰則規 言えるでしょう。 響によるものと ペーンなどの影 乱用防止キャン 危険でもないこ コール)や喫煙 べても有害でも (タバコ) に比

カンナビストでは様々な科学的、社会学的裏付けを根拠に現在の大麻取締法が過度に重く、軽減の必要性が極めて高いと主張しています。少量の大麻所持や栽培が ールやタバコに比べても社会的に許容できないほど害悪があるとは認められ ない以上、現在の大麻取締法や取り締まりの実態には大きな改善の余地があります。

わたしたちは大麻を広めることを目指しているのではありません。大麻は覚せい 剤をはじめとする他の薬物とは全く違うものです。大麻の有害性が一般に考えられ ているよりもはるかに小さい以上、現在の取り締まりと刑罰は過度に重く、不当に 逮捕者の人権を侵害していると主張します。

カンナビストは、大麻に対する誤解や社会的偏見を正すことに主眼を置き、イン ーネットによる情報提供、 ニュースレターの発行、定例会の実施、 への参加をはじめとする啓蒙活動などを行っています。

立:1999年7月1日

■会員数:3,741人(2005年10月1日現在)

■〒154-0015 東京都世田谷区桜新町2-6-19-101

■TEL/FAX: 03-3706-6885

■ホームページ http://www.cannabist.org/

生労働省は日本国内にお有害性を訴える傍ら、厚 (裏面参照) また、

又は譲り渡した者は、五年

用が飲酒(アル

懲役刑を見直し、最低限取締法が規定する一律のがあるため、現在の大麻のような明確な理由 でも罰金刑の導入をする懲役刑を見直し、最低限 必要性があります。

取締法によって、不必要生じさせています。大麻 と言っても過言ではない な犯罪者が生まれている 生まれる弊害の方が大き でしょう。 いという矛盾した事態を を取り締まることにより 紀用することよりも大麻

す。 2、000人を越える人 速しています。の対象外にする動きが加 捕され重い刑罰や社会的々が大麻取締法により逮 も大麻の少量所持を罰則 世界の先進諸国に於いて 請求によって認めていま ていないことが情報開 となる情報や事例を有し ける大麻の有害性の根拠 しかし、日本では毎年